

介護保険  
対応

# 指定居宅サービス 指定介護予防サービス 利用料一覧表

令和6年4月1日現在

## 利用料について

○この一覧表で紹介している利用料は敦賀市社会福祉協議会が実施する介護保険対応の指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの利用料です。

※一部、介護保険が適用されない費用があります。  
ご注意ください。

※訪問看護については医療保険の適用となる場合があります。

※厚生労働大臣が定める臨時的、特例的な加算が追加される場合があります。

○お示している金額は厚生労働大臣が定める額(法定代理受領)が1割の方の金額です。

○利用料は介護保険制度の改正等にともない、予告なく変更する場合があります。

○詳細については敦賀市社会福祉協議会までお問い合わせください。



福井県知事指定 居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者

指定訪問介護事業者

指定通所介護事業者

指定訪問看護事業者・指定介護予防訪問看護事業者

指定福祉用具貸与事業者・指定介護予防福祉用具貸与事業者

社会福祉  
法人 敦賀市社会福祉協議会

電話 22-3133(代) ファックス 22-3785

〒914-0047 敦賀市東洋町4番1号 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」

★指定通所介護（介護保険が適用される費用）

1. 指定通所介護利用料（利用1回につき）

利用時間	要介護度 利用料					備考
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用時間が7時間以上 8時間未満の場合	613円	722円	836円	952円	1,065円	※ この利用料はサービス提供体制加算(Ⅲ)《1回あたり6円》を含んだ金額です。 ※ 利用時間に送迎時間は含みません。
利用時間が6時間以上 7時間未満の場合	549円	647円	746円	845円	945円	
利用時間が5時間以上 6時間未満の場合	531円	626円	721円	818円	913円	
利用時間が4時間以上 5時間未満の場合	368円	420円	474円	527円	581円	
利用時間が3時間以上 4時間未満の場合	351円	401円	452円	501円	555円	

2. 利用される方の心身の状況、機能訓練の内容に応じて必要となる利用料（利用1回につき）

項目	利用料	適用
入浴介助加算(Ⅰ)	40円	入浴サービスを行った際に必要となります。 ※詳しくはお問い合わせください。
入浴介助加算(Ⅱ)	55円	
認知症加算	60円	「認知症高齢者の日常生活自立度」の判定がⅢ以上の方が利用する際に必要となります。
若年性認知症利用者受入加算	60円	初老期(40歳以上65歳未満)の認知症の方が利用する際、必要となる場合があります。 ※ 認知症加算を算定している場合は算定しません。
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56円	機能訓練(リハビリ)をされる場合に必要となります。 ※ 機能訓練は、理学療法士等の指導のもとに行います。詳しくはお問い合わせください。
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76円	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円 (1ヵ月につき)	

3. その他の利用料

項目	利用料
科学的介護推進体制加算	40円 (1ヵ月につき)

4. 介護職員等の処遇改善に係る利用料

項目	利用料
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、上記1. から3. の合計金額に59/1000を乗じた金額を加算いたします。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)として、上記1. から3. の合計金額に10/1000を乗じた金額を加算いたします。
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算として、上記1. から3. の合計金額に11/1000を乗じた金額を加算いたします。

★介護保険が適用されない費用

項目	利用料	備考
昼食代	650円 (1食あたり)	※ 陶芸材料費は、「ぬくもりの里」で陶芸教室に参加された際に必要となります。
陶芸材料費 (「ぬくもりの里」のみ)	200円 (1工程あたり)	

※介護予防・生活支援サービスの利用料については、別途「利用料一覧表」をご覧ください。

## ★指定通所介護（介護保険が適用される費用）

### 1. 指定通所介護利用料(利用1回につき)

利用時間	要介護度 利用料					備考
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用時間が7時間以上 8時間未満の場合	680円	795円	912円	1,031円	1,148円	※ この利用料はサービス提供体制加算(Ⅲ)《1回あたり6円》及び中重度者ケア体制加算《1回あたり45円》を含んだ金額です。 ※ 利用時間に送迎時間は含まれません。
利用時間が6時間以上 7時間未満の場合	615円	718円	821円	922円	1,025円	
利用時間が5時間以上 6時間未満の場合	595円	694円	794円	891円	991円	
利用時間が4時間以上 5時間未満の場合	427円	481円	537円	592円	648円	
利用時間が3時間以上 4時間未満の場合	409円	460円	513円	564円	619円	

### 2. 利用される方の心身の状況、機能訓練の内容に応じて必要となる利用料(利用1回につき)

項目	利用料	適用
入浴介助加算(Ⅰ)	40円	入浴サービスを行った際に必要となります。 ※詳しくはお問い合わせください。
入浴介助加算(Ⅱ)	55円	
認知症加算	60円	「認知症高齢者の日常生活自立度」の判定がⅢ以上の方が利用する際に必要となります。
若年性認知症利用者受入加算	60円	初老期(40歳以上65歳未満)の認知症の方が利用する際、必要となる場合があります。 ※ 認知症加算を算定している場合は算定しません。
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56円	機能訓練(リハビリ)をされる場合に必要となります。 ※ 機能訓練は、理学療法士等の指導のもとに行います。詳しくはお問い合わせください。
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76円	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円 (1ヵ月につき)	

### 3. その他の利用料

項目	利用料
科学的介護推進体制加算	40円 (1ヵ月につき)

### 4. 介護職員等の処遇改善に係る利用料

項目	利用料
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、上記1. から3. の合計金額に59/1000を乗じた金額を加算いたします。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)として、上記1. から3. の合計金額に10/1000を乗じた金額を加算いたします。
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算として、上記1. から3. の合計金額に11/1000を乗じた金額を加算いたします。

## ★介護保険が適用されない費用

項目	利用料
昼食代	650円 (1食あたり)

※介護予防・生活支援サービスの利用料については、別途「利用料一覧表」をご覧ください。

# 敦賀市社会福祉協議会訪問看護ステーション「あいあい」訪問看護サービス

## ★指定訪問看護(介護保険が適用される費用)

### 1. 指定訪問看護利用料(利用1回につき)

項目	利用時間			備考
	利用料			
訪問看護費				※ この利用料はサービス提供体制強化加算Ⅰ《6円》を含んだ金額です。 ※ 早朝(午前6時から午前8時まで)及び夜間(午後6時から午後10時まで)はこの金額に25%が加算されます。深夜(午後10時から午前6時まで)はこの金額に50%が加算されます。
保健師・看護師の訪問	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	
	476円	827円	1,131円	
理学療法士の訪問	20分以上 (1回につき)			
	299円			

### 2. 利用される方の心身の状況、ご希望に応じて必要となる利用料

項目	利用料	適用
ターミナルケア加算 (1カ月につき)	2,000円	ターミナルケアを行った場合に必要となります。 ※詳しくはお問い合わせください。

## ★指定介護予防訪問看護(介護保険が適用される費用)

### 1. 指定介護予防訪問看護利用料(利用1回につき)

項目	利用時間			備考
	利用料			
介護予防訪問看護費				※ この利用料はサービス提供体制強化加算Ⅰ《6円》を含んだ金額です。 ※ 早朝(午前6時から午前8時まで)及び夜間(午後6時から午後10時まで)はこの金額に25%が加算されます。深夜(午後10時から午前6時まで)はこの金額に50%が加算されます。
保健師・看護師の訪問	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	
	456円	798円	1,093円	
理学療法士の訪問	20分以上 (1回につき)			
	289円			

## ★指定訪問看護、指定介護予防訪問看護共通(介護保険が適用される費用)

### 1. 利用される方の心身の状況、ご希望に応じて必要となる利用料

項目	利用料	適用
複数名訪問看護加算(Ⅰ) (1回につき)	30分未満 254円 30分以上 402円	同時に複数の看護師等による訪問について左の利用料が訪問看護費に加算されます。 ※複数の看護師等の訪問は厚生労働大臣が定める利用者の状態の方に限ります。
長時間訪問看護加算 (1回につき)	300円	特別管理加算対象の利用者の方の訪問時間が90分以上となる場合に必要となります。
特別管理加算Ⅰ (1カ月につき)	500円	厚生労働大臣が定める状態の方(在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等)で、計画的な管理を行った場合に必要となります。
特別管理加算Ⅱ (1カ月につき)	250円	厚生労働大臣が定める状態の方(在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等)で、計画的な管理を行った場合に必要となります。
初回加算 (1カ月につき)	300円	新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を利用した際に必要となります。
退院時共同指導加算 (退院または退所1回につき)	600円	病院等または介護老人保健施設、介護医療院に入院または入所されている方が、病院等または介護老人保健施設、介護医療院の主治医等と当ステーションの看護師等とが共同で行う指導を、退院または退所時に受けた後の初回の訪問看護時に必要となります。※初回加算を算定している場合は算定しません。

## ◎医療保険でご利用の場合

難病等の医学的管理の必要性の高い方については、医療保険でのご利用となります。詳しくは、お問い合わせください。

### 1. 基本利用料

訪問看護基本療養費 訪問看護管理療養費	利用料の例		備考
	月の初日	2日目以降	
後期高齢者医療 (1割負担の方の場合)	1,299円	855円	※ 利用料はご加入の健康保険の種類等により異なります。詳しくはお問い合わせください。 ※ 利用日数は、週3日が限度となります(難病の方、末期癌の方、かかりつけ医から特別指示のあった方については、利用日数の制限はありません。 ※ 早朝(午前6時から午前8時まで)及び夜間(午後6時から午後10時まで)はこの金額に1割負担の場合210円が、3割負担の場合は630円が加算されます。深夜(午後10時から午前6時まで)はこの金額に1割負担の場合は420円が、3割負担の場合は1,260円が加算されます。
健康保険 (本人・家族3割負担)	3,897円	2,565円	

## 2. 利用される方の心身の状況、ご希望に応じて必要となる利用料(医療保険でご利用の場合)

項目	利用料の例		適用
	1割負担	3割負担	
複数名訪問看護加算 (週に1回まで)	450円	1,350円	同時に複数の看護師等による訪問について左の利用料が訪問看護費に加算されます。複数の看護師等の訪問は厚生労働大臣が定める利用者の状態の方に限ります。
難病等複数回訪問加算	1日に2回	450円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の方が、かかりつけ医から発行された特別指示書の期間内に1日に複数回訪問看護を利用した際に必要となります。
	1日に3回以上	800円	
長時間訪問看護加算 (1回につき)	520円	1,560円	厚生労働大臣が定める利用者の方の訪問時間が90分以上となる場合必要となります。 ※詳しくはお問い合わせください。
退院時共同指導加算 (初回訪問時に)	800円	2,400円	病院等または介護老人保健施設に入院または入所されている方が、病院等または介護老人保健施設の主治医等と当ステーションの看護師等と共同で退院または退所時に指導を受けた後の初回の訪問看護時に必要となります。
特別管理指導加算 (初回訪問時に)	200円	600円	退院後、特別な管理が必要な方が、退院時に当ステーションの看護師等とともに共同指導を受けた際に必要となります。
退院支援指導加算 (1回につき)	600円	1,800円	厚生労働大臣が定める疾病の方が退院当日の訪問看護必要であると認められた方が、退院する日に当ステーションの看護師等が療養上の必要な世話をを行った場合に必要となります。
ターミナルケア療養費 (1ヵ月につき)	2,500円	7,500円	ターミナルケアを行った場合に必要となります。 ※詳しくはお問い合わせください。
情報提供療養費 (1ヵ月につき)	150円	450円	利用者の方が居住する市町村等に対し、必要な情報を提供した際に必要となります。

※ 医療保険でご利用の場合は、ご加入の医療保険の種類や疾病の状況により利用料金が変わります。詳しくはお問い合わせください。

## 敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」訪問介護サービス

### ★指定訪問介護 (介護保険が適用される費用)

#### 1. 指定訪問介護利用料(利用1回につき)

項目	利用時間					備考
	利用料					
身体介護中心	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	以降30分毎に	※ この利用料は特定事業所加算(Ⅱ)(10%)が含まれた金額です。
	179円	268円	426円	624円	90円	
生活援助中心	20分以上 45分未満	45分以上	※ 身体介護に引き続き生活援助を利用される際の利用料についてはお問い合わせください。			※ 夜間(午後6時から午後8時)はこの金額に25%が加算されます。
	197円	242円				

#### 2. 利用される方の心身の状況等に応じて必要となる利用料

項目	利用料	適用
緊急時訪問介護加算 (1回につき)	100円	利用者(家族)の方からの要請に基づき緊急(居宅サービス計画において計画されていない場合)に訪問した場合に必要となります(身体介護中心の場合に限ります)。
初回加算 (1ヵ月につき)	200円	初回の利用またはその初回の利用月内に、サービス提供責任者が指定訪問介護を行った場合に必要となります。

#### 3. 介護職員等の処遇改善に係る利用料

項目	利用料
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、上記1. 及び2. の合計金額に137/1000を乗じた金額を加算いたします。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)として、上記1. 及び2. の合計金額に63/1000を乗じた金額を加算いたします。
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算として、上記1. 及び2. の合計金額に24/1000を乗じた金額を加算いたします。

※介護予防・生活支援サービスの利用料については、別途「利用料一覧表」をご覧ください。

# 敦賀市社会福祉協議会

## 指定居宅サービス・指定介護予防サービス事業所一覧

サービスの種類	事業所名・電話番号	所在地
施設に来ていただく 提供するサービス	敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「ぬくもりの里」 電話 20-1777(代) 20-1666	敦賀市御名70号11番地の2
	敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「あいあい」 電話 22-2250(直通) 22-3133(代)	
自宅に訪問させていただいて 提供するサービス	敦賀市社会福祉協議会訪問看護ステーション「あいあい」 電話 22-7200(直通) 22-3133(代)	敦賀市東洋町4番1号 敦賀市福祉総合センター 「あいあいプラザ」内
	敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」 電話 22-7222(直通) 22-3133(代)	
環境を整える サービス	敦賀市社会福祉協議会指定福祉用具貸与事業所「ぬくもりの里」 電話 20-1777(代)	敦賀市御名70号11番地の2 敦賀市社会福祉協議会 地域リハビリセンター 「ぬくもりの里」内

※指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与の利用料については、別途「カタログ」をご覧ください。

